

専決処分第1号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年1月8日

河内町長 雑 賀 正 光

記

令和2年度河内町一般会計補正予算（第8号）

令和2年度河内町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,025,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
20 繰越金		280,063	5,100	285,163
	1 繰越金	280,063	5,100	285,163
歳入合計		6,020,014	5,100	6,025,114

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
10 教 育 費		617,516	5,100	622,616
	3 社 会 教 育 費	70,220	5,100	75,320
歳 出 合 計		6,020,014	5,100	6,025,114

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
20 繰越金	280,063	5,100	285,163
歳入合計	6,020,014	5,100	6,025,114

歳 出 (単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	617,516	5,100	622,616				5,100
歳 出 合 計	6,020,014	5,100	6,025,114				5,100

2 歳 入

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 繰越金	280,063	5,100	285,163	1 繰越金	5,100	01前年度繰越金
計	280,063	5,100	285,163			

3 歳 出

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 公民館費	35,831	5,100	40,931				5,100	18 負担金 補助及 び交付 金	5,100	02 補助金 14 成人祝特別給付金
計	70,220	5,100	75,320				5,100			